

法人指導監査の概要

令和3年8月31日現在

名 称	静友会		
所 在 地	山北町中川511		
実施年月日	令和2年11月19日	実施区分	実地監査
文 書 指 摘 の 内 容			改 善 状 況
改善を要する事項は次のとおりです。 ・ 評議員の選任が適正に行われていませんでした。 ・ 会計処理が適正に行われていませんでした。 ・ 会計帳簿が適正に整備されていませんでした。			改善済 改善済 改善済

指導監査結果通知の到達後60日以内に改善報告書の提出を求めています。